

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
I 結婚の良さや子育ての楽しさを 実感できる支援をする	① 結婚の支援		<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○価値観やライフスタイルの多様化等を背景に未婚化・晩婚化が進行し、50歳時未婚率が上昇しています。 ○結婚は個人の意思によるものですが、希望する結婚の実現が難しい社会であるとの指摘もある中で、少子化対策として結婚支援に取り組む自治体が増えてきています。 ○本市においても、若者の結婚を支援するための課を設置し、結婚や子育てについて考えるきっかけづくりや、出会いの機会や独身者の魅力向上のための各種講座の開催等を通じて結婚支援を行っています。 ○今後も若者の結婚に対する意識や課題等を把握しながら、結婚の良さや子育ての楽しさを感じることができる取組の充実を図っていく必要があります。</p>	第一期計画での記載内容 (なし)
		<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○結婚観やライフスタイルが多様化する中で、結婚、妊娠・出産、子育てに対する不安感や負担感の軽減が図れるよう早期に自分自身の人生設計を考え、自己の将来をイメージできる機会の充実を図ります。</p>	第一期計画での記載内容 (なし)	
		<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>若者を対象に、セミナーやワークショップ等の開催を通して、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識など、人生設計の参考になる情報を伝えることで将来を考える機会を提供します。</p>	第一期計画での記載内容 (なし)	
	② 妊娠・出産期の支援	1 結婚・子育てを含む若者のライフデザインの形成支援	<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○未婚化・晩婚化等に伴い出生数の減少とともに、出産年齢は上昇傾向にあり、不妊に悩む人もいます。また、核家族化が進む中、身近に支援者がいない家庭もみられることから、不安や悩みを抱える妊産婦や家族に対して、安心して妊娠・出産・子育てできるための支援が必要です。 ○国では、妊産婦及び乳幼児に対し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援の体制を構築するため、市区町村に2020年度末までに「子育て世代包括支援センター」を設置するよう求めています。</p>	第一期計画での記載内容 (なし)

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、相談・支援体制の充実を図ります。 ○支援が必要な家庭等を早期に把握し、継続した相談支援を行うとともに、適切に関係機関や各種制度等へつなぐよう努めます。 ○不妊に悩む夫婦への支援を実施します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>
		2 妊娠・出産期の支援・相談体制の充実	<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>市役所本庁及び保健センターに母子保健コーディネーター(専任保健師)を配置し、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援をする「子育て世代包括支援センター」(ながの版ネウボラ)を推進するとともに、乳幼児健康診査やマタニティセミナーなどの母子保健事業を通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。 また、妊娠を望む夫婦に対して、特定不妊治療にかかる経済的負担の軽減のため公費負担を実施します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>
II 子どもが健やかに育つよう子育てを支援する	③ 幼児期の子どもが必要な教育・保育を受けられる環境の整備		<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○母親の就労意向の高まり等に伴い、保育ニーズが拡大しています。特に3歳未満児の利用者が増加しているほか、認定こども園や幼稚園の預かり保育の利用率が高まっており、ニーズに応じた教育・保育施設等の整備が求められています。 ○国は「子育て安心プラン」により、女性の就業率が80%に高まった場合でも対応できる受け皿の整備を進めています。また、企業主導型保育事業を創設し、多様な保育ニーズへの対応を図っています。 ○本市では、3歳未満児の保育需要が増える一方で、幼稚園では定員割れとなっており、希望する幼稚園の認定こども園への移行を支援していく必要があります。 ○ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得した母親のうち、4割弱が年度初めの入園に合わせたタイミングで職場に復帰したいと回答しています。年度途中からの入園希望に対応できるよう、保育士の確保に努めながら、適正な利用定員を確保していく必要があります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、国が定める基本的な指針等に沿って教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定める必要があります。 また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容並びに実施時期(確保方策)」を設定する必要があります。 特に、3号認定の子どもについては、本市における満3歳未満児の保育需要の高まりを受けて、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえた各年度の「量の見込み」を設定することにより適正な提供体制の確保を図っていくことが求められます。 長野市においては、待機児童がゼロの状況が続いているものの、年度途中での入所が難しいことから年度初めの入所のタイミングに合わせて育児休業から職場に復帰した人が、3割以上いる状況となっており、育児休業満了時が年度途中であっても希望者が円滑に利用できる提供体制を確保していく必要があります。  長野市には、幼保連携型認定こども園が6園(私立)、幼稚園型認定こども園が1園(私立)、保育所型認定こども園が1園(公立)あります。 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合も、通い入れた園を継続して利用できる施設であることから、今後も施設・事業者等の意向を尊重しつつ、利用者のニーズに応じて、設置を促進していく必要があります。</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○的確なニーズ把握に努め、関係機関等と連携し保育人材を確保するための取組を行いながら、ニーズに応じた教育・保育事業の提供体制の確保に努めます。 ○保育所等と連携した地域型保育事業等の促進により、3歳未満児の保育ニーズに対応します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>
		3 幼児期の教育・保育施設等の整備	<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズの適切な把握に努めつつ、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設による適切な利用定員の確保を図るとともに、保育所等と連携した小規模保育等の促進を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>○安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設に加えて、保育所等と連携した小規模保育等の導入によって、保護者の利便性の向上を図ります。</p>
		4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	<p>産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。</p>	<p>○産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援を行います。 ○産後休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入が可能な体制整備について検討します。</p>
		5 認定こども園の整備促進	<p>市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。 なお、幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。</p>	<p>○市内の幼稚園又は保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行います。 ○幼保連携型認定こども園については、教育・保育提供区域における量の見込みを踏まえ、条例に定める基準に適合する施設について認可を行います。</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
	④ 幼児期の教育・保育の質の確保と向上		<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○幼児期の教育の重要性を鑑み、幼稚園教育要領と保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の整合性が図られています。</p> <p>○本市では平成29年4月に「乳幼児期の教育・保育の指針」を策定し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、家庭、地域、教育・保育施設の共通理解のもと、連携した施策推進に取り組んでいます。</p> <p>○小学校と近隣の幼稚園、保育所及び認定子ども園の間で目指す子ども像と共通して取り組むことを共有しながら、「接続期カリキュラム」を作成し、子どもの育ちをつなげるための円滑な接続に取り組んでいます。</p> <p>○全国各地での保育所等における事故等を受け、教育・保育施設における安全・安心の確保が求められています。一方で、全国的な保育士不足の中、手厚い保育士配置を推進していくためにも、保育士確保に向けた取組に力を入れていく必要があります。</p> <p>○第二期子ども・子育て支援事業計画策定にかかる基本指針では、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保や外国につながる幼児への支援・配慮が盛り込まれており、本市においても専門性の高いきめ細かな支援体制の充実を図っていく必要があります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>乳幼児期の子どもの発達には、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握した上で一人一人の子どもの状況に応じた教育・養育支援につなげていくことが求められます。</p> <p>長野市では、「幼保小連携会議」を設置し、小学校への接続を見通した連携体制の強化やカリキュラム14の作成に取り組んでおり、引き続き、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けて推進を図る必要があります。</p> <p>子ども・子育て支援法では、「支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」としており、教育・保育や地域の子育て支援の拡充のみならず、質の向上を進めていくこととしています。</p> <p>教育・保育の提供に当たっては、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による専門性の向上及び処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに施設・事業者に対する適切な指導監督、評価等を通じて、質の向上を担保していく必要があります。</p>
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○幼稚園・保育所・認定こども園や小学校において、年齢や成長段階に応じた発達や関わり方、実践方法等を共有しつつ、その連続性を踏まえ、一人ひとりの状況に即した取組を推進します。</p> <p>○きめ細かな幼児教育・保育と子どもの安全・安心を確保するため、保育士等の確保に努めつつ、職員配置の充実を図るとともに、職員の資質及び専門性を高めるための取組を推進します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>
		6 発達の連続性を踏まえた関係機関の連携促進	<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携体制を維持しつつ、幼児期の保育と教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、共通した考え方に基づいた実践活動を行います。</p> <p>また、教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めたすべての子どもと保護者に対し、関係機関と幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等と連携した支援を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>○幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校の連携した取組を推進するための体制強化を図ります。</p> <p>○幼児期の教育及び小学校教育の接続の在り方を明確にし、全ての幼稚園、保育所及び認定こども園並びに長野市立小学校で共通した考え方に基づいた実践活動を行います。</p> <p>○教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しない家庭も含めた全ての子どもと保護者に対する支援について、関係機関と幼稚園、保育所、小学校等との連携した取組を促進します（0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携）。</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
		7 職員配置の充実	<p>子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。</p> <p>また、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援員等の養成を支援します。</p>	<p>○子どもの年齢に応じて、きめ細やかな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。</p> <p>○一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験者等に対し必要な研修を行い、保育士をサポートする人材の養成を図ります。</p> <p>○障害児等の特別な支援の必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保に努めます。</p>
		8 職員の職務能力向上に向けた取組の推進	<p>各施設における職員研修の実施や関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加を促進するとともに、教育・保育施設等職員の合同研修の実施などを行い、専門性の向上に向けた取組を促進します。</p> <p>また、職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。</p>	<p>○各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関、団体等が実施する外部研修への積極的な参加の働きかけを行います。</p> <p>○教育・保育施設等職員の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、教育・保育施設等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、専門性の向上に向けた取組を促進します。</p> <p>○職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。</p>
⑤ 障害児支援の充実			<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性等に応じた専門的かつ総合的な支援が必要です。そのためには、身近な地域での医療・療育の提供や保健、福祉及び教育分野の円滑な連携による成長・発達に応じた一貫した支援が求められます。</p> <p>○本市では、子どもに関わる各分野の関係者や関係機関が連携し、総合的な発達支援の推進に取り組んでいます。医療的ケアの必要な子どもを受け入れるため、公立保育園への看護師の加配配置や市立小・中学校への看護師資格を持つ特別支援教育支援員の配置をしており、安定した看護師の人材確保を図っていく必要があります。</p> <p>○また、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携及び特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの能力と個性を伸ばしていく必要があります。</p> <p>○障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するため、障害者権利条約の理念を踏まえ、また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められています。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、身近な地域で専門的な医療・療育の提供や保健、医療、福祉及び教育分野の円滑な連携により成長・発達に応じた一貫した総合的な支援が求められます。</p> <p>長野市では、障害のある子どもたちへの支援として、相談支援体制や障害福祉サービスの充実、各種手当等の支給のほか、母子保健と連携し、障害の早期発見・早期療育につなげるとともに、障害の特性に応じた教育や保育等に取り組んでいます。</p> <p>障害福祉サービスでは、障害児相談支援等として利用計画の作成や利用状況のモニタリングを実施するなど、継続的できめ細やかな支援を行っています。</p> <p>しかしながら、平成24年度に実施したながの子ども未来プランの中間評価に係るアンケート調査の結果では、障害のある子どもを育てていく上で希望が持てる保護者の割合が減少しています。</p> <p>そのため、特別な支援が必要な子どもに関する関係機関の連携を強化することで、より専門的な支援を提供するとともに、地域社会の理解を深める取組を進めていく必要があります。</p>
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○関連分野の関係者や関係機関等が連携し、乳幼児期からの一貫した切れ目のない支援体制と、より専門性の高い支援が受けられる体制の強化を図ります。</p> <p>○様々な機会を通じて障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消、合理的配慮が提供されるよう「心のバリアフリー」を実現するための取組を促進します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
			<p>施策の展開</p> <p>第二期計画素々案</p>	<p>第一期計画での記載内容</p>
		<p>9 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実</p>	<p>保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。また、障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、年齢や障害の状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。</p>	<p>○保健、福祉、医療及び教育分野における関係機関の連携強化と情報共有の仕組みづくりを推進するとともに、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>○関係機関との連携を深めながら、年齢や障害の状況にあったきめ細やかな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。</p>
		<p>10 教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化</p>	<p>幼稚園・保育所・認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園の職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応や適切な教育的支援が可能な体制の強化を図ります。</p> <p>障害児が利用する通所支援事業所の確保とスタッフの正しい知識の習得に努め、提供サービスの資質向上を図ります。</p>	<p>○幼稚園、保育所及び認定こども園において、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活の中で健やかな成長が育まれる環境づくりに努めます。</p> <p>○教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能な体制の強化を図ります。</p> <p>○自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、その子どもの可能性を最大限に伸ばすことができる適切な教育的支援に努めます。</p> <p>○障害児が通所する施設の充実に努めます。</p>
		<p>11 特別支援教育の充実</p>	<p>幼稚園、保育所及び認定こども園並びに学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。</p> <p>また、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、様々な特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めるとともに、庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。</p>	<p>○幼稚園、保育所、認定こども園及び学校をはじめ関係機関との連携を深めながら、乳幼児期を含め、早期からの就学相談や教育相談を通じて、保護者や子どもに対し、十分な情報提供を行います。</p> <p>○特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携強化を図るなど、障害特性に応じたきめ細やかな特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>○庁内及び関係機関が連携し、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、合意形成を図りながら、ライフステージを通じた一貫した支援を行います。</p>
		<p>12 障害等に対する理解促進</p>	<p>子どもの状況に応じた適切な子育てや早期療育の促進を図るため、保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行います。</p> <p>また、市民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。</p> <p>障害の有無に関らず、すべての人が助け合い、共に生きていく共生社会を実現するため、学校、企業、地域など様々な場面で「心のバリアフリー」の実現に向けた取組を強化します。</p>	<p>○保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや将来を見据えた早期療育の促進を図ります。</p> <p>○地域住民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発活動や障害児とふれあう機会の創出を図ります。</p>

基本目標		基本施策		個別施策		施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
Ⅲ	子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する	⑥	乳幼児期から学童期までの子育て支援の充実	<p>施策推進の背景と課題</p> <p>第二期計画素々案</p> <p>○妊娠期からの切れ目のない支援において、特に3歳未満までの子どもを持つ家庭へのきめ細かな支援により子育てにおける不安・負担感の解消や虐待防止につながります。</p> <p>○母親の就業率の上昇に伴い、小学校入学後の子どもの居場所の確保が課題となっています。本市では留守家庭児童に加え、希望する児童を預かる「放課後子ども総合プラン」を推進しており、生活の場として、また様々な体験・交流の場としてさらなる充実を図っていく必要があります。</p> <p>○ニーズ調査では、子育ての悩みとして、就学前児童保護者、小学生保護者とも「将来予想される経済的負担」の割合が最も高くなっており、子育てにかかる経済的支援の充実が求められています。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うためには、その中核を担う教育・保育施設等の充実と併せて、地域における質の高い子ども・子育て支援機能の維持・確保が必要です。</p> <p>特に、満3歳未満の子どもを持つ子育て家庭や養育支援が必要な家庭等に対するきめ細やかな支援は、子育て家庭の不安の解消や虐待防止にもつながります。</p> <p>また、「小1の壁」ともいわれる就学後の放課後又は長期休暇中の子どもの居場所について、放課後子ども総合プラン施設へのニーズが高く、その拡充を進める必要があります。</p> <p>国が定める基本的な指針では、地域子ども・子育て支援事業について、市町村は、子ども・子育て支援に係る利用状況や利用希望を把握・分析し、推計する量の見込みに対応した提供体制の確保と実施時期を定めることとしています。</p> <p>長野市においても、ニーズ調査等の結果を踏まえ、地域の実情に応じた提供体制の確保をするとともに、多子世帯の保育料軽減、福祉医療費給付の継続その他の各種支援の充実を図る必要があります。</p>		
				<p>施策の方向</p> <p>第二期計画素々案</p> <p>○乳幼児期から学童期までの子育て家庭に対する包括的かつ切れ目のない子育て支援の充実と、支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげる体制の強化を図ります。</p> <p>○学童期の子どもが放課後等に安全で安心して過ごすことのできる居場所の充実に努めます。</p> <p>○子どもが健やかに成長できるための家庭への支援の充実と子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>		
				<p>施策の展開</p> <p>第二期計画素々案</p> <p>はじめまして赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問)などの母子保健事業等を通じて、乳幼児期の子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、こども広場に「子育てコンシェルジュ」を配置し、地域や関係機関との連携を図りつつ、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。</p> <p>また、子育てサークル活動への支援や継続した相談支援等により社会的孤立の防止対策に努めるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>		
				<p>13</p> <p>乳幼児期の母子保健、相談体制の充実</p>			

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
		14 地域子ども・子育て支援事業の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談や情報提供などが受けられる「地域子育て支援拠点」、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後子ども総合プラン」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。	○計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。 ○幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設利用者のみならず、全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、放課後等の児童の居場所などを提供する「放課後子ども総合プラン」など地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。
		15 経済的支援の充実	20代や30代の若い世帯が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由になっています。 理想の子ども数を持てる社会の実現に向けて、第3子以降の子を産み育てやすい環境を整えるため保育料の軽減を図るほか、福祉医療費給付など、各種経済支援に取り組めます。	○多子世帯の保育料軽減、福祉医療費給付など、各種経済支援の充実を図ります。
	⑦ 社会的な支援の必要性が高い子どもと家庭への支援の充実		<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○ひとり親家庭を取り巻く環境は、収入や就労などで依然として厳しい状況にあることから、子育て支援に加え、生活支援や就労支援、こころの健康など総合的な支援が必要です。 ○本市では、母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活相談や自立に向けた支援を行っていますが、安定的な就労に向けた支援を推進するため、引き続きハローワークなど関係機関と連携した取組の強化が求められています。 ○全国的に子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあります。長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査からも、貧困が子どもの生活習慣、健康面などに影響を与えていることが明らかになっています。 ○経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援に繋がりにくいことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するとともに、学習機会の充実や居場所づくりに取り組んでいく必要があります。</p> <p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○ひとり親家庭の自立支援及び経済的負担の軽減等を図るとともに、様々な事情を抱える家庭に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。 ○貧困の連鎖を断ち切るために、経済的に困窮している家庭の就労や生活の支援を図りつつ、子どもが将来に夢や希望を持てるよう、学ぶ意欲を高めるとともに、学習や体験機会の確保など支援の充実を図ります。 ○「信州こどもカフェ」(こども食堂)への支援を通じて、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保に取り組めます。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>全国的には、これまで増加傾向にあった離婚件数及び離婚率が平成15年以降減少傾向に転じているものの、厳しい社会経済状況等を背景に、ひとり親家庭は、特に就労において困難な状況に置かれていることから、ひとり親家庭への支援施策の見直しを行い、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう支援を図っています。 長野市では、ひとり親家庭の自立支援に向け、各種手当の支給等の経済的支援のほか、職業訓練や雇用促進等の就労支援、リフレッシュのための施策等に取り組んでいます。 しかしながら、平成24年度に実施したながの子ども未来プランの中間評価に係るアンケート調査の結果をみると、ひとり親家庭にとって自立しやすい地域だと思うひとり親家庭は減少しており、ニーズを踏まえた更なる取組が必要です。</p> <p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
		<p>16 ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>17 子どもの貧困対策の推進</p>	<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、生活全般や就業、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、生活支援の充実や経済的自立に向けた就業支援の充実を図ります。 また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>○母子・父子自立支援員を設置し、生活全般や就業、各種制度の利用等に関する相談指導を行います。 ○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、家事援助や身の回りの世話などの生活支援の充実を図ります。 ○学習や進学意欲が低下したり、十分な教育が受けられない状況にある児童に対して、学習を支援する方策を検討します。</p> <p>○ハローワークと連携しながら、就業情報の提供や相談等による就業支援の充実を図ります。 ○職業能力の開発に資する資格や技能等の習得に向けた訓練を受けるための支援の充実を図ります。 ○ひとり親家庭の保護者を新たに雇用する事業主への奨励金交付等、ひとり親家庭の就業促進を図ります。</p> <p>○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給及び貸付金の貸付けを行うとともに、各種助成・給付制度等についての周知を図ります。</p>
		<p>17 子どもの貧困対策の推進</p>	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもに対する教育や生活、保護者に対する就労等の支援の充実を図ります。 また、様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている家庭や子どもの把握に努めながら、関係機関と連携した総合的な支援の充実を図ります。</p>	<p>(なし)</p>
<p>⑧ 児童虐待防止対策の充実</p>			<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○児童に係る相談件数が増加していると同時に、児童虐待に伴う個別に支援を要する家庭も多い状況となっており、児童虐待の通告等に対応する一方で、様々な事情を抱える家庭に対して、しっかりとした支援を図る必要があります。 ○虐待は外から見えにくい家庭の中で起こりやすいため、虐待の兆候をいかに早く掴み未然防止に繋げていくかが重要であり、関係機関や地域などと連携した社会全体での取組が求められます。 ○本市では、長野県中央児童相談所など29の関係機関・団体からなる長野市要保護児童対策協議会を設置しており、引き続き個別に支援を要する家庭や児童に対して関係機関や庁内関係部局等が連携した取組を行う必要があります。 ○今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目ない包括的な支援と、常に市民に密着したきめ細かな対応を行い、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応の強化を図っていく必要があります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>社会経済環境の変化に伴う子育て家庭を取り巻く環境の変化により子育ての負担、不安及び孤立感が高まっており、こうした状況の中で、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶ちません。 長野市では、児童虐待の防止に向け、関係機関による要保護児童対策協議会を開催するとともに、養育支援訪問の実施や児童関係者への児童虐待に関する研修を実施しています。 引き続き、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用しながら虐待予防に努めるとともに、関係機関との連携を強化しつつ、早期発見・早期対応につなげていくことが重要です。 特に、専門性を有する場合には、遅延なく児童相談所の対応を求めるほか、社会的養護施策と連携した取組を進めていくことが重要であり、それらとの連携・協力体制の強化を図っていく必要があります。</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○妊娠期からの切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期発見を図ります。 ○子どもの命を守るため、児童虐待の通告などへの迅速かつ適切な対応を行う体制の強化を図るとともに、関係機関や地域、社会的養護施策などと連携した様々な取組を充実します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>
		18 関係機関との連携及び相談体制の強化	<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>児童相談所をはじめ、関係機関との役割分担を明確にしながら連携を強化するとともに、長野市要保護児童対策協議会の機能の強化を図ります。 また、虐待相談や虐待対応における保健所や教育委員会など庁内関係各課との密接な連携を図るとともに、児童虐待の状況に応じた適切な対応が図れるよう、研修会などの参加による職員のスキルの向上を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>○児童相談所をはじめ、関係機関との連携を強化し、専門性や権限が必要な場合等の迅速かつ適切な対応につなげます。 また、要保護児童対策協議会の組織体制の充実を図るため、関係機関や民間団体など幅広い参加を得つつ、効果的な組織運営に努めます。 ○保健福祉担当部局をはじめ、庁内関係各課との連携強化を図ります。 ○虐待相談対応における組織的かつ適切なアセスメントを確保するため、各関係機関との連携を密にし、情報共有を図るとともに、市職員の各種講習会等への参加により対応能力の向上を図ります。</p>
		19 虐待の発生予防、早期発見・早期対応	<p>虐待予防のため、健康情報管理システムによる乳幼児健診の受診履歴や予防接種の接種履歴等の母子保健情報の活用、医療機関からの情報提供、乳児家庭への訪問活動を通じて、支援を必要とする家庭を把握し、早期支援につなげます。 児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、資格を有する専門職員を配置するなど、児童虐待の対応力の強化を図るとともに、こども相談室と一体的な対応により、発達に支援を要する子どもに対する支援の充実も図ります。 また、こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。</p>	<p>○虐待の発生予防に向け、各種健診等の母子保健事業の取組並びに医療機関、民生委員・児童委員等との連携及び乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。 ○こども広場等を活用し、親同士が気軽に参加・交流できる機会を拡充し、子育て家庭の不安軽減と孤立防止を図ります。 ○市民、関係機関等に対し、児童虐待防止法の趣旨や通報義務等について周知を図り、地域における見守りや声かけの促進と通報による早期発見・早期対応につなげます。</p>
		20 地域や社会的養護施策との連携	<p>市民、関係機関等に対し、出前講座等による児童虐待防止や通告・通報等についての周知を積極的に図るとともに、民間団体等の取組と連携するなど社会全体で子どもを守る取組を進めます。 児童養護施設との連携により、社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。 また、里親制度の充実を図るため、県と連携・協力しながら、里親支援に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の拡充を目指します。</p>	<p>○児童養護施設との連携により社会的養護が必要な子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。 ○里親制度の充実を図るため、県と連携・協力しながら、里親支援に対する周知や理解促進を図り、新たな里親の拡充を目指します。</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開				
IV 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する	⑨ 地域における子育て支援の充実		<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○核家族化や少子化、近隣関係の希薄化等の影響により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。ニーズ調査の結果からは、「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との間に、「いずれもない」と回答した保護者がおよそ1割いる状況で、転勤等により近隣に親族や知人がいない子育て家庭もみられることから、地域の中に居場所や情報交換の場を確保が求められています。</p> <p>○子育て家庭の受け皿となる子育てサークルを対象にした調査では、構成員の確保や活動周知が困難であるとの意見が聞かれることから、子育てサークルを維持していくための周知や活動支援を行い、子育て家庭を支える環境づくりを推進していくことが必要です。</p> <p>○本市では、子育て支援活動の活性化に向けて、子育てサークル活動の活動を支援し、地域の中での子育て仲間づくりを促進しています。また、企業・事業所、関係団体等の協力を得ながら、子育て家庭の優待パスポートの発行や子どもの様々な体験・学習機会の創出等を行っています。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>子どもは、生まれながらにして自然に成長していく力とともに、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力等を獲得していきます。</p> <p>しかしながら、少子化による子どもの数の減少とともに、兄弟姉妹の数も減少していることから、地域において異年齢の子どもを含めた多様な体験・交流活動機会の充実が求められます。</p> <p>子育てにおいては、保護者が家庭の中のみならず、地域の中で男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。</p> <p>長野市では、子育て家庭が積極的に地域の子育て支援活動に参加できるよう、サークル活動等の活性化と各種情報提供の充実に取り組んできた結果、子育てに関するサービスの内容がわからないとする保護者の割合が減少しました。</p> <p>また、子育てサークル同士の交流会を実施することにより、子育て家庭同士の交流の輪を広げることに寄与しており、今後も全地区での実施を目指して取り組んでいきます。</p> <p>一方、就学後の児童については、留守家庭の増加や不審者問題など子どもを取り巻く環境が大きく変化し、放課後等に安心して遊ぶことのできる居場所づくりが喫緊の課題であるとともに、次代を担う人材の育成の観点から、多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、長野市版放課後子どもプランで推進してきた放課後児童クラブ及び放課後子供教室のより一体的・連携した取組を実施していくことが必要となります。</p> <p>国においても、平成26年7月に放課後子ども総合プランを策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の計画的な整備を目指しており、これらを踏まえ、母親クラブなどの地域組織の育成や地域資源を生かした様々な交流・体験活動の機会の充実など地域との連携を通じた子ども・子育て支援活動の一層の活性化を図る必要があります。</p>			
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>地域で行われる子育て・子育て支援事業や子育てサークルへ講師派遣などの支援拡充を図るとともに、子どもや子育て支援に取り組む団体の活動を情報発信し、子育て家庭の負担感や孤立感の解消や地域での子育て支援を促進します。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>			
			<p>施策の展開 第二期計画素々案</p> <p>地域子育て支援センターなどにおいて、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。</p> <p>また、子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>○地域子育て支援センターをはじめ、様々な拠点において、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。</p> <p>○子育て家庭の積極的な地域活動への参加を促進するため、様々な団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。</p>			
			21		子育て支援ネットワークづくり		

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
		22 地域における子ども・子育て支援活動の活性化	<p>地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、子育てサークルや地域児童育成組織、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な子ども・子育て支援活動を行う団体等の活性化を図ります。</p>	<p>○地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センターの活性化を図るとともに、多様な活動を行う団体等の活性化を図ります。 ○子どもが安心して過ごせる場所として、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする放課後子ども総合プランの拡充を図ります。</p>
	⑩ ワークライフバランスの実現に向けた取組の推進		<p>施策推進の背景と課題 第二期計画素々案</p> <p>○母親の就労意向が高まり、保育ニーズが拡大しています。本市においても特に30歳代女性の労働力が上昇し、いわゆるM字カーブが緩やかになってきています。 ○令和元年5月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が改正され、行動計画策定・情報公表義務の対象企業が拡大されました。また、働き方改革が進められており、就労者の意識改革と併せて、事業主の雇用環境の改善が求められています。 ○ニーズ調査の結果をみると、育児休業を取得しなかった母親のおよそ16%は「職場に育児休業の制度がなかった」、14%が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。また、取得しなかった父親のおよそ3割が「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答しています。仕事と子育ての両立が可能な職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。 ○企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスに関わる制度等についての情報を提供するとともに、男女共に働きやすい環境づくりに取り組む企業の優良事例を周知するなど、社会全体が子育てに対する理解を深めていくことが必要です。また、多様な働き方が選択できる雇用環境の整備を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図っていく必要があります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>共働き家庭が増加し続けている中、就労の継続を希望しながらも仕事と子育ての両立が困難であるという理由により出産・育児を機に離職する女性も少なくありません。 一方、子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う人の割合は、依然として高く、父親の子育て参画に対する意識・意欲の高まりに対し、職場の環境整備が進んでいない状況がうかがえます。 長野市では、安心して子育てできる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んできましたが、厳しい経済状況等を背景に成果が上がらない状況となっています。 経済団体への出前講座や仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度など企業に対する意識啓発と子育て家庭が働きやすい環境づくりの促進を図る必要があります。 また、延長保育や一時預かりなど保護者の就労形態に応じた多様な保育の整備促進が求められます。 小学校就学後についても、安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面し、保育サービスの拡充のみならず、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。 子どもの最善の利益を第一義とした上で、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。</p>
			<p>施策の方向 第二期計画素々案</p> <p>○仕事と子育ての両立ができる多様で柔軟な保育サービス、子育て支援の充実を図ります。 ○事業主や従業員等が多様な働き方への意識の醸成を図るため、講座・セミナー等の充実を図ります。</p>	<p>第一期計画での記載内容</p> <p>(なし)</p>

基本目標	基本施策	個別施策	施策推進の背景と課題・施策の方向・施策の展開	
			施策の展開 第二期計画素々案	第一期計画での記載内容
		23 働き方の見直しの促進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や保護者、市民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。 また、事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組を評価し支援します。	○仕事と生活の調和の実現に向け、事業主や保護者、地域住民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。 ○事業者に対し、各種法令・制度の遵守及び活用に向けた広報・啓発を行います。 ○仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取組に対し、支援・評価する仕組みづくりを推進します。
		24 仕事と子育ての両立のための基盤整備	仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。	○仕事と子育ての両立のため、潜在的ニーズを含めた保育及び放課後子ども総合プランの充実を図ります。 ○多様な働き方に対応するきめ細やかな子育て支援の展開を図ります。